

公 告

県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第18項において準用する法第87条の3第6項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第18項において準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、変更後の土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第9項の規定により南予地方局長に意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記のとおりである。

令和8年5月29日

愛媛県知事 中村 時 広



記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）変更計画概要書
- 2 縦覧の期間
令和8年6月1日から6月26日
- 3 縦覧の場所
西予市役所本庁及び愛媛県ホームページ
- 4 意見書の提出方法等について
(1) 意見書の提出先
 - ① 郵便 〒796-0048
愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課

② ファクシミリ
0894-22-0902

③ 電子メール
yaw-nosonseibi1@pref.ehime.lg.jp

(2) 意見書の提出期限
令和8年6月26日

(3) 意見書の提出上の注意

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出いただいた意見は、公表する場合がありますとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。